

刈谷市における土壤汚染について

協豊金属工業株式会社（刈谷市）が、刈谷市内の同社跡地において、土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

協豊金属工業株式会社

(2) 報告年月日

2025 年 10 月 20 日 (月)

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県刈谷市東新町三丁目 302 番、303 番、304 番、306 番、307 番、308 番 1、308 番 2 及び 309 番の各一部

(4) 報告の根拠

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり、法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注 2}
ふっ素及び その化合物	2.0mg/L (2.5 倍) ^{注 1}	0.8mg/L 以下	0～1.0m	2 / 44

注 1：() 内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注 2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

次表のとおり、法に規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤含有量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注 4}
鉛及び その化合物	770mg/kg (5.1 倍) ^{注 3}	150mg/kg 以下	0～1.5m	7 / 44

注 3：() 内は土壤含有量基準に対する倍率を示す。

注 4：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

協豊金属工業株式会社

住所：愛知県刈谷市東新町三丁目 304 番地

電話：0566-21-2180

4 調査対象地の概要

(1) 面積

3,867.36m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1967 年頃から 2024 年まで、鉄屑加工及び処理、鋳造、アルミ、ステンレス等の引取り業に利用されてきました。調査対象地内において鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物の取扱履歴は確認されていません。



※ 背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では1.4 mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)